



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

24時間356日、いつでも申込みできて便利です



# 中野区

# 小規模事業者登録制度 のごあんない

～電子申請（LoGo<sup>ロゴ</sup>フォーム）ご利用の手引き～



2024年(令和6年)9月  
中野区総務部契約課



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

中野区小規模事業者登録制度 ロゴ LoGoフォーム

①どんな  
制度？

# 中野区小規模事業者登録制度 とは

この制度は、電子調達サービスで中野区の競争入札参加資格を取得していない区内の小規模事業者（概ね従業員20人以下の事業所）の方を対象としたものです。

区が発注する小規模工事（修繕工事等）、物品購入、委託等の小額で簡易な契約について、区内小規模事業者の受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

【登録要件】 次の**全て**にあてはまる事業者が登録できます。

チェックして  
みましょう



- 区内に本社の法人登記がある事業者であること、  
または、区内に商号登記または住民登録がある個人事業者であること
- 常時使用する従事者の数がおおむね20人以下であること
- 代表者（個人の場合は本人）が破産者及び成年被後見人、被保佐人ならびに被補助人でないこと
- 電子調達サービスにおける中野区の競争入札参加者名簿に登録していないこと
- 免許、許可等を営業要件とする業種については、当該許可等を受けていること
- 国税又は地方税を2か年以上にわたり滞納していないこと



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

中野区小規模事業者登録制度  LoGoフォーム

②登録を  
すると？

## 登録後、名簿を区の各所属に公開します

登録後は、事業者名、連絡先、希望業種等の情報を掲載した名簿を作成の上、区の各所属に公開し、各所属で行う小規模な契約案件について登録事業者への積極的な発注依頼を行うよう努めます。

この制度は受注を保証するものではありませんが、事業所の得意分野や事業用ホームページのURL等も掲載できます。ぜひ、登録をご検討ください。

### 【登録期間は？】

これから申込みを行う場合、この制度の第9期登録にあたり、

**2024年(令和6年)10月1日** から

**2026年(令和8年)9月30日** までとなります。

名簿は、最長  
2年間有効です



※新規申込みの場合、

毎月20日までに受け付けた事業者の情報を、翌月1日から名簿に登載します。

なお、名簿に登載された時期にかかわらず、名簿の有効期限（終期）は同じです。



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

中野区小規模事業者登録制度 ロゴ LoGoフォーム

③登録の  
準備その1

# 申込みに必要なものを確認：情報編

## 【登録する情報（項目）の確認】

次のような項目を登録します。受注にあたっての「⑤ 希望業種」は、区で用意している「業種一覧」の中から該当するものを確認してください。

- ① 事業者名（商号または名称）とそのフリガナ、郵便番号、所在地
- ② 代表者職・氏名（肩書き、氏名）とそのフリガナ  
（個人事業主で肩書きがない場合は氏名のみ）
- ③ 担当者氏名（代表者と同じなら不要）、電話番号、メールアドレス
- ④ 常時従事する使用人の数（おおむね20人以下が登録要件）
- ⑤ 希望業種 ※「業種一覧」を参照し、工事、物品の登録希望業種を確認してください  
《工事》業種番号・申請業種名、許可や免許等が必要な場合はその内容  
《物品》種目番号、営業品目、取扱品目番号、許可や免許等が必要な場合はその内容
- ⑥ その他（業務の得意分野、過去に請け負った具体的な業務内容、事業用ホームページのURLなどの自由記述欄あり）

登録内容を  
確認しよう





あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

# 申込みに必要なものを確認：書類編

## 【提出(添付)する書類の確認】

次の表で、申込みに必要な書類を確認してください。

添付書類は写真画像  
でもOKです



必要書類 (○印のあるもの)	貴事業所の状況	法人の 場合	個人の場合	
			商号登記 あり	商号登記 なし
①中野区小規模事業者登録申込書(様式1号)			電子申請のため作成不要	
②履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し		○	○	
③法人事業税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) ※注		○		
④法人税の領収書の写し(直近の確定申告時のもの) ※注		○		
⑤消費税及び地方消費税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) ※注		○	○	○
⑥許可・免許等が必要な業種は、許可書・免許書の写し		○	○	○
⑦住民税の領収書の写し ※注			○	○
⑧所得税の領収書の写し(直近の確定申告時のもの) ※注			○	○
⑨住民票 または 登録原票記載事項証明書の写し				○

この手引きでは、**電子申請**による申込みを前提としているため、左表**①申込書**は**作成不要**としています。なお、**電子申請の際、②～⑨の必要書類は、電子データ(PDF、スキャンデータ、鮮明な写真画像でも可)**を添付してください。

※注：左表②③④⑤⑦⑧は以下参照

- ◆領収書がない場合  
→納税証明書の写しが必要
- ◆非課税の方  
→非課税証明書の写しが必要
- ◆各納税証明書の発行場所  
→○住民税：中野区役所  
○法人事業税：都税事務所  
○消費税及び地方消費税、法人税：税務署



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

中野区小規模事業者登録制度 ロゴ LoGoフォーム

⑤電子による申請は

# 電子申請(LoGoフォーム)をご利用ください

この申込みで利用する電子申請は、「LoGoフォーム(ロゴフォーム)」といい、民間事業者が提供する自治体専用の電子申請サービスです。

このサービスにより、新庁舎移転を契機とした「デジタル窓口」の一環として、この「小規模事業者登録制度」でもスマートフォンやパソコンなどを使って便利に登録申込みができるようになりました。原則24時間365日、いつでもご利用になれます(ただし、区の受付・審査等は平日の日中のみ)。

電子証明書やカードリーダーなどの**特別な機器等は不要**です。ぜひ、ご利用ください。

【申込み手順】 ※入力する**画面のイメージ**は、次のページからご覧になれます

- ① 中野区ホームページから、電子申請サービス(LoGoフォーム)にアクセスする。
- ② 画面の指示に従い、必須項目を入力し、必要書類のデータを添付する。
- ③ 正しく入力・添付したことを確認して、送信する。

区ホームページ  
は、こちらから



◆中野区ホームページ「中野区小規模事業者登録制度」:

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/syoukibo/tourokuseido.html>



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

# 中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

⑥画面  
「入力1」

※以下の画面イメージについては、実際の画面と詳細が異なる場合があります

## 1 区ホームページから、LoGoフォームにアクセスします。

最初の画面(入力1)が開いたら、規約などを確認し、「○同意する」にチェックをつけます。

①申込みを行う  
手続きを確認します

②この画面が「入力1」で  
あることを示しています

③青字の部分をクリックして、制度の説明  
やLoGoフォームの規約を確認します

中野区小規模事業者登録申込書（新規・継続）

入力フォーム

1 入力1

2 入力2

3 確認

4 完了

申請前にお読みください。

- 中野区ホームページ「中野区小規模事業者登録制度」にて、登録要件や必要書類などをご確認ください。
- 同ページで、「申込業種・品目一覧表」のPDFデータをダウンロードしてください。申請において業種や営業品目を入力する際に必要です。
- 必要書類の電子データを事前に準備してください。

LoGoフォーム利用規約及びLoGoフォームの利用に係るプライバシーポリシーをご確認いただき、同意の上、本サービスをご利用ください。

中野区LoGoフォーム利用規約

中野区LoGoフォームの利用に係るプライバシーポリシー

LoGoフォームシステム利用規約（一般ユーザー）

同意する場合は、「同意する」にチェックをつけて、「次の画面へ進む」を押してください。 **必須**

同意する

同意しない

→ 次の画面へ進む

入力内容を一時保存する

④申込みを行う場合は、  
「○同意する」にチェックをつけます

⑤左側の「→次の画面へ進む」をクリックすると、「入力2」の画面  
が開きます。（入力内容を一時保存したい場合は右側をクリック）



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

## 2 次の画面(入力2)が開いたら、必要事項を入力します。

この「入力2」では、基本的な事業者情報を、画面に従い入力していきます。

①申込みを行う手続き名です(前と同じ)

②この画面「入力2」に進んだことを示しています

③Q1では、「新規」または「継続」のどちらかにチェックをつけます

中野区小規模事業者登録申込書 (新規・継続)

入力フォーム

1 入力1

2 入力2

3 確認

4 完了

Q1. 新規・継続の区分を選択してください。 **必須**

新規  継続

Q2. 事業者情報を入力してください。

事業者名 (商号または名称) ※個人事業主で商号等を使用していない場合は入力不要

事業者名フリガナ (カタカナで入力)

郵便番号 (ハイフン無し、半角で入力) **必須**

所在地 **必須**

④Q2では、事業者情報を順番に入力していきます。  
必要な情報をもれなく入力してください。

- ◆事業者名(商号または名称)  
※個人事業主で商号等を使用していない場合は入力不要
- ◆事業者名フリガナ(カタカナで入力)
- ◆郵便番号(ハイフン無し、半角で入力)
- ◆所在地

→さらに続きます



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

### 3 画面(入力2)の続きです。必要事項を入力します。

前のページの続きの「入力2」の画面です。こちらも事業者情報を画面に従い入力していきます。

所在地 必須

代表者職・氏名 (肩書き、氏名を入力) ※個人事業主で肩書きがない場合は氏名のみ入力 必須

代表者職・氏名フリガナ (カタカナで入力) 必須

担当者氏名 ※代表者と同じ場合は入力不要

電話番号 (ハイフン無し、半角で入力) 必須

FAX番号 (ハイフン無し、半角で入力)

メールアドレス 必須

常時従事する使用人の数 (数字のみ半角で入力) ※おおむね20人以下であることが登録の要件です 必須

例、3人の場合は3と入力してください。(「人」の入力は不要)

⑤Q2の続きです。  
事業者情報を順番に入力していきます。  
必要な情報をもれなく入力してください。

- ◆代表者職・氏名(肩書き、氏名を入力)  
※個人事業主で肩書きがない場合は氏名のみ入力
- ◆代表者職・氏名フリガナ(カタカナで入力)
- ◆担当者氏名(代表者と同じなら入力不要)
- ◆電話番号(ハイフン無し、半角で入力)
- ◆FAX番号(ハイフン無し、半角で入力)
- ◆メールアドレス
- ◆常時従事する使用人の数(数字のみ半角で入力)

→さらに続きます



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

## 4 画面(入力2)の続きです。必要事項を入力します。

引き続き「入力2」の画面です。「Q2」の入力後に表示される「Q3」で、希望業種を入力します。

⑥前のQ2の入力後、Q3が表示されるので、希望業種を選択します。

- 工事のみ希望の場合 → 「○ 工事」
  - 物品のみ希望の場合 → 「○ 物品」
  - 両方を希望する場合 → 「○ 工事・物品」
- いずれかにチェック

Q3. 希望業種を選択してください。 **必須**

工事  物品  工事・物品

Q4. 【工事】業種番号及び業種名を入力してください。(登録区分が工事又は工事・物品の場合入力)

「申込業種・品目一覧表」に沿って、例にならって業種番号及び業種名を入力してください。1行に1業種入力、最大で5業種入力可。(例、100 道路舗装工事)

+ 行を追加

Q5. Q4について、許可や免許等がある場合は入力してください。(Q4と行を対応させてください)

許可や免許等を入力してください。(例、Q4において2行目に入力した業種の免許を入力する場合は、本項目も2行目に入力する)

+ 行を追加

Q6. 【物品】種目番号、営業品目、取扱品目番号を入力してください。(登録区分が物品又は工事・物品の場合入力)

「申込業種・品目一覧表」に沿って、例にならって種目番号、営業品目、取扱品目番号を入力してください。1行に1営業品目入力、最大で5営業品目入力可。(例、001 文房具・事務用品・図書 001)

+ 行を追加

Q7. Q6について、許可や免許等がある場合は入力してください。(Q6と行を対応させてください)

許可や免許等を入力してください。(例、Q6において2行目に入力した種目の免許を入力する場合は、本項目も2行目に入力する)

+ 行を追加

⑦Q4~Q7は、上の⑥(Q3)の回答内容にあわせて表示されます。画面に従い入力してください。  
【工事を希望】→Q4、Q5が表示されます  
【物品を希望】→Q6、Q7が表示されます  
【両方を希望】→Q4~Q7が表示されます  
(左のイメージ画像は、「両方」の例です)

※の「+行を追加」を押すと、Q4~Q7の各入力行が表示されます。《最大各5業種(5品目)まで》

◆希望業種は「業種一覧」を確認して入力します。

【工事】→(Q4)業種番号、業種名

(例) 100 道路舗装工事

【物品】→(Q6)種目番号、営業品目、取扱品目番号

(例) 001 文房具・事務用品 001、002、003

◆Q4、Q6で入力した業種に必要な許可や免許がある場合は、【工事】→Q5、【物品】→Q7に入力します(Q4、Q6と順番を対応させる)

※次のページで、工事の希望業種の入力画面の例をご覧になれます



あなたのパソコン、スマートフォンから！

## 5 「希望業種」は、このように入力してください(工事の例)。

前ページの画面の「希望業種」の入力例です。「業種一覧」と突き合わせて確認してください。

工事

Q3. 希望業種を選択してください。 **必須**

工事  物品  工事・物品

Q3に、希望業種を「工事」としてチェックをつけた場合の例です（「工事・物品」の両方を希望する場合も、同じ画面）

Q4. 【工事】業種番号及び業種名を入力してください。（登録区分が工事又は工事・物品の場合入力）

「申込業種・品目一覧表」に沿って、例にならって業種番号及び業種名を入力してください。1行に1業種入力、最大で5業種入力可。（例、100 道路舗装工事）

100 道路舗装工事  
600 一般土木工事  
800 電気工事

◆Q4には、業種一覧で確認した番号と業種名を入力します。（3業種を入力した例）  
※行を増やして表示するには、**◀の「+行を追加」**を押し行を追加します。



Q5. Q4について、許可や免許等がある場合は入力してください。（Q4と行を対応させてください）

許可や免許等を入力してください。（例、Q4において2行目に入力した業種の免許を入力する場合は、本項目も2行目に入力する）

-  
-  
第一種電気工事士

◆Q5には、Q4の各業種に対応させて必要な許可等を入力します。この例では、Q4の3行目の業種（電気工事）の資格として入力するため、Q5は3行目まで行追加の上、入力しています。（1行目、2行目は空欄）



◆希望業種は、「業種一覧(工事)」で確認してください  
→「業種番号」と「申請業種名」を、Q4の入力のために控えておきましょう《最大5業種まで》(下図は抜粋)

この例では、100, 600, 800の3業種を希望

業種一覧(工事)

業種番号	申請業種名	業種番号	申請業種名
100	道路舗装工事	5800	消化槽機械設備工事
200	橋りょう工事	5900	ガス貯留設備工事
300	河川工事	6000	公設ます工事
400	水道施設工事	6100	水道管更生工事
500	下水道施設工事	6200	石綿処理
600	一般土木工事	6300	機械器具設置
700	建築工事	6400	屋根
800	電気工事	6600	金網そく
900	給排水衛生工事	6700	板金
1000	空調工事	6800	サッシュ
1100	建築工事	6900	シャッター
1200	土木設計	7000	起重機
1300	設備設計	7200	冷凍・冷蔵庫工事
1400	測量	7300	グラウト
1500	地質調査	7400	道路機械設置
1600	さく井	7500	道路標示設置
1700	船舶	7600	ガードレール
1900	しゅんせつ埋立て	7700	モルタル吹付け
2000	その他	その他	その他

※次のページで、物品の希望業種の入力画面の例をご覧になれます



あなたのパソコン、スマートフォンから！

## 6 「希望業種」は、このように入力してください(物品の例)。

前ページの画面の「希望業種」の入力例です。「業種一覧」と突き合わせて確認してください。

物品

1. 希望業種を選択してください。 **必須**

工事  物品  工事・物品

Q3に、希望業種を「物品」としてチェックをつけた場合の例です（「工事・物品」の両方を希望する場合も、同じ画面）

Q6. 【物品】種目番号、営業品目、取扱品目番号を入力してください。（登録区分が物品又は工事・物品）

「申込業種・品目一覧表」に沿って、例にならって種目番号、営業品目、取扱品目番号を入力してください。1行に1営業品目入力、最大で5営業品目入力可。（例、001 文房具事務用品・図書

001	文房具事務用品・図書	01、02、03
003	学校教材・運動用品・楽器	08、09
099	不用品買受	06

◆Q6には、業種一覧で確認した種目番号と営業品目、取扱品目番号を入力します。（3品目を入力した例）

※行を増やして表示するには、の「+行を追加」を押します。



Q7. Q6について、許可や免許等がある場合は入力してください。（Q6と行を対応させてください）

許可や免許等を入力してください。（例、Q6において2行目に入力した種目の免許を入力する場合は、本項目も2行目に入力する）

古物商許可（警視庁）

◆Q7には、Q6の各業種に対応させて必要な許可等を入力します。この例では、Q6の3行目の品目(不用品買受)の許可として入力するため、Q7は3行目まで行追加の上、入力しています。（1行目、2行目は空欄）



◆希望業種は、「業種一覧(物品)」で確認してください  
→「種目番号」、「営業品目」、「取扱品目番号」を、Q6の入力のために控えておきましょう  
《最大5品目まで》(下図は抜粋。099は別ページにあり)  
この例では、001, 003, 099の3品目を希望

業種一覧(物品)

種目番号	営業品目	取扱品目番号及び品目
001	文房具事務用品・図書	01 文具 02 質紙・中質紙・更紙 03 光紙 04 P P C用紙 05 ノーボン紙 06 乗券用紙(感熱紙、磁気カード) 07 封筒 08 和洋紙製品 09 印章・ゴム印 10 製図用品 11 書籍・雑誌 12 地図 13 卓上事務機器(電卓等) 99 その他
002	事務機器・情報処理用機器	01 シュレッダー 02 マイクロリーダー 03 複写機 04 影印刷機 05 電子計算機(パソコン、オフコン等) 06 ネットワーク機器 07 ストックホーム 08 ストレージ用メディア 09 レーザープリンター用トナーカートリッジ 10 パッケージソフトウェア 99 その他
003	学校教材・運動用品・楽器	01 教材 02 教育機器 03 理科実験機器 04 実習用機器 05 視覚教育機器 06 教材用映画フィルム 07 保健室用品 08 保育用品 09 運動用品 10 運動器具 11 運動衣(運動帽を含む) 12 運動靴 13 武道靴 14 洋楽器 15 和楽器 16 楽譜 17 音楽CD・レコード 99 その他

※取扱品目は、「番号」のみを「営業品目」に続けて入力します  
(例) ○:001 文房具事務用品・図書 01  
×:001 文房具事務用品・図書 01=文房具 品目名不要

※次のページでは、Q8に進みます



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

## 7 画面(入力2)の続きに、自由記述欄等を入力します。

引き続き、「入力2」の画面です。下の画面の入力が済むと、必要書類の添付画面に移ります。

Q8. (自由記述) 業務の得意分野や過去に請け負った具体的な業務内容、事業用ホームページのURLなどを入力してください。

業務の得意分野

過去に請け負った具体的な業務内容

事業用ホームページのURL

その他

0 / 60000

0 / 60000

0 / 60000

0 / 60000

Q9. 該当するものを選択してください。 **必須**

法人  商号登記をしている個人  商号登記をしていない個人

⑧Q8は、自由記述欄です。

区の少額契約を受注する上で、情報提供しておきたい内容や希望業種(品目)等でQ7までに入力しきれなかったことなどを入力してください。

- ◆業務の得意分野
- ◆過去に請け負った具体的な業務内容
- ◆事業用ホームページのURL
- ◆その他

⑨Q9では、事業所の組織等について、あてはまる形態を選択します。

- 法人
  - 商号登記をしている個人
  - 商号登記をしていない個人
- いずれかにチェック

※上記にチェックをつけると、必要書類を添付(アップロード)するための画面が下に「Q10」として表示されます。



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

## 8 画面(入力2)の最後です。必要書類を添付します。

Q9で選択した内容にあわせて、Q10~Q12に必要な書類が表示されるので添付します。

Q9. 該当するものを選択してください。 必須

法人  商号登記をしている個人  商号登記をしていない個人

---

Q10. 手続きに必要な書類をアップロードしてください。(法人の場合) 必須

雇事事項全部証明書の写し (登記簿謄本) 必須

法人事業税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) 必須

法人税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) 必須

消費税及び地方消費税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの) 必須

許可・免許等が必要な業種は、許可書・免許証の写し

⑩ Q9の内容にあわせて、Q10~Q12のいずれかで必要書類が画面に表示されます。

- Q10 → 「法人」の場合 (左図)
- Q11 → 「商号登記をしている個人」
- Q12 → 「商号登記をしていない個人」

上記で表示される画面に従い、所定の場所に必要書類の電子データを添付(アップロード)します。

※必要書類については、この手引きの「④登録の準備その2」のページで確認できます。あらかじめ準備の上で入力作業を行ってください。添付がないと「**必須項目です。**」とのメッセージが出て先に進めません。

⑪ 全ての添付が完了したら、中央の「→確認画面へ進む」をクリックします(必要に応じ、左の「←一つ前の画面に戻る」、右の「入力内容を一時保存する」をクリック)。

← 一つ前の画面に戻る   **→ 確認画面へ進む**   入力内容を一時保存する



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

# 中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

⑭確認の  
画面です

## 9 入力してきた内容を確認するための画面です。

Q10(またはQ11,Q12)までの入力内容と添付書類が、全て正しいことを確認します。

中野区小規模事業者登録申込書 (新規・継続)

入力フォーム

✓ 入力1      ✓ 入力2      3 確認      4 完了

入力内容確認

同意する場合は、【同意する】にチェックをつけて、【次の画面へ進む】を押してください。

Q1. 新規・継続の区分を選択してください。

継続

Q10. 手続きに必要な書類をアップロードしてください。(法人の場合)

履歴事項全部証明書の写し (登記簿謄本)	アップロードされたファイル
法人事業税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの)	アップロードされたファイル
法人税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの)	アップロードされたファイル
消費税及び地方消費税の領収書の写し (直近の確定申告時のもの)	アップロードされたファイル

許可・免許等が必要な業種(は、許可書・免許証の写し)

← 最初に戻る    ← 1つ前の画面に戻る    → 送信

①この画面が「確認」の段階に進んだことを示しています。

②全ての内容を確認します。(左図ではQ2～Q9の表示を省略していますが、実際には全ての入力内容を画面で一覧できます)

③全ての内容を確認できたら、右の「→送信」をクリックします(必要に応じ、左の「←最初に戻る」、「←1つ前の画面に戻る」をクリック)。



あなたのパソコン、  
スマートフォンから！

# 中野区小規模事業者登録制度 LoGoフォーム

⑮ 入力  
の  
完了です

## 10 入力内容が送信され、申込みが完了しました。

印刷機能を利用して、控えをお持ちください。

※申込みの内容に不備があった場合には、個別にご連絡します。

この画面が「完了」の段階に進んだことを示しています。

中野区小規模事業者登録申込書（新規・継続）

入力フォーム

✓ 入力1      ✓ 入力2      ✓ 確認      **④ 完了**

送信完了

入力ありがとうございました。控えが必要な場合は印刷機能をご利用ください。  
なお、申請内容に不備があった場合のみ、個別にご連絡いたします。  
名簿の登録時期及び有効期限については以下のページ（中野区ホームページ）でご確認ください。  
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/syoukibo/tourokuseido.html>

＜ 印刷番号: GT00000502 ＞

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

入力内容確認

受付番号  
GT00000502

開票する場合は、「開票する」にチェックをつけて、「次の画面へ進む」を押してください。

Q1. 新規・継続の区分を選択してください。

継続

Q2. 事業者情報を入力してください。

事業者名 じゅうさつ株式会社  
（個人事業主は氏名）※個人事業主で住所変更していない場合は入力不要

事業者名フリガナ じゅうさつこうしがいシャ

郵便番号 1640001  
郵便番号を詳しく入力してください

所在地 東京都中野区中野4-8-1

代表取締役 岡 野太郎

人事課まで  
お問い合わせ

入力内容を印刷するときは、こちらをクリックします(必要に応じ、下の「最初に戻る」をクリック)。



印刷イメージ▶